

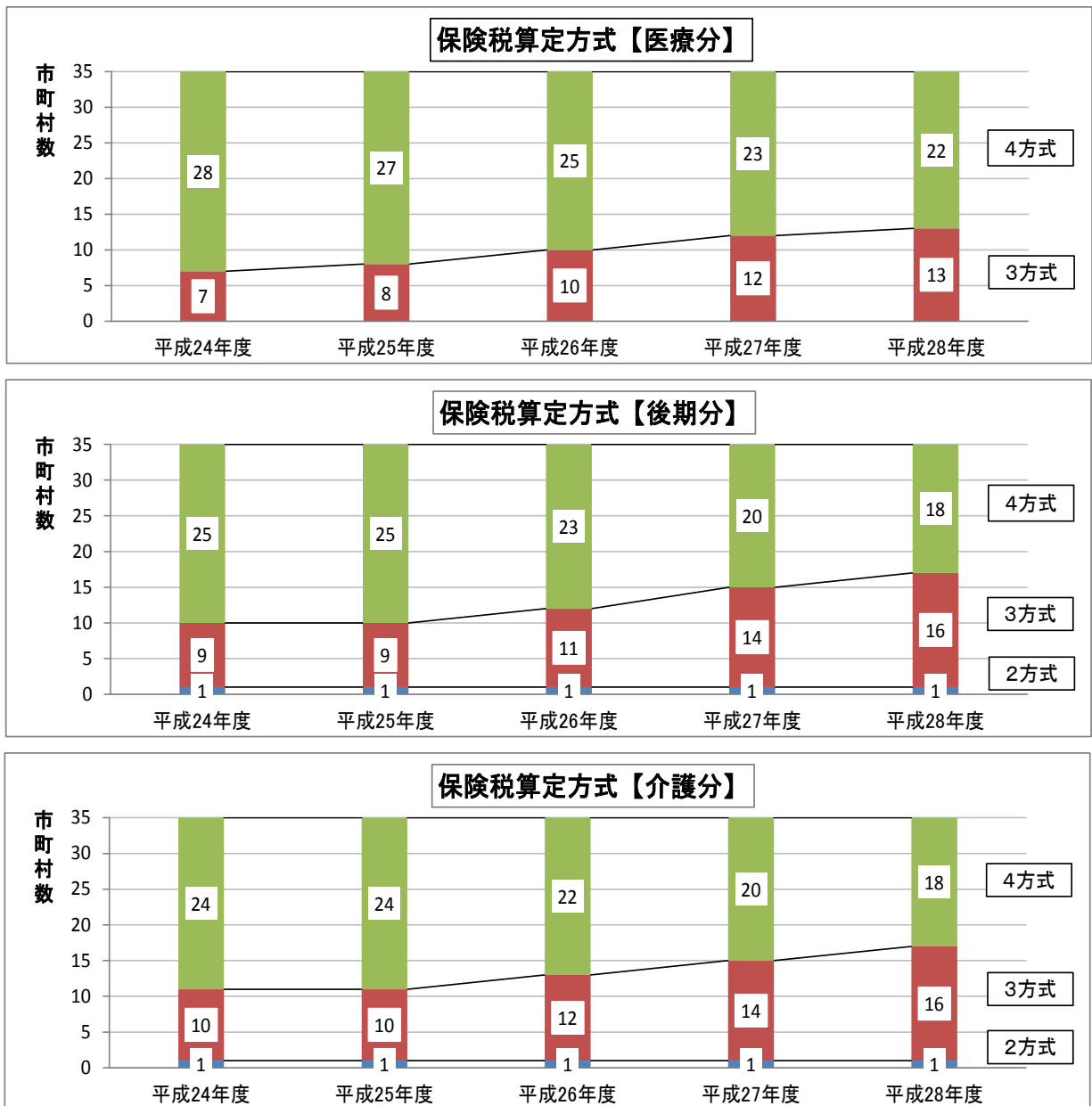
第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法

第1節 国民健康保険税賦課の現状

1 保険税算定方式

本県の市町村は、被保険者の年齢構成や所得状況が異なることから保険税額に違いがあり、保険税の算定方式についても市町村によって違いがあるが、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が最も多くなっている。

しかし、群馬県国民健康保険広域化等支援方針（平成24年3月改定）においては、資産割が、必ずしも担税能力と直結しているものではないこと、都市部と町村部では資産価値に違いがあり、都市部の負担が増大することが想定されること等から、標準的な保険税算定方式として4方式から3方式（所得割・均等割・平等割）への移行を目指す方向性を示しており、4方式から3方式への移行が進んでいる。



<群馬県国民健康保険事業状況>

2 応能割と応益割の割合

応益割合（均等割及び平等割の割合）は、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める標準割合が適当であるとの考えから、群馬県国民健康保険広域化等支援方針（平成24年3月改定）において、標準割合50%を参考に、応益割合45～55%を目指すこととした。

県平均では、医療分（基礎課税分）、後期分（後期高齢者支援金等課税分）及び介護分（介護納付金課税分）とも応益割合45～55%で推移しており、市町村別では、平成27年度は医療分が26市町村（74.3%）、後期分が26市町村（74.3%）、介護分が27市町村（77.1%）が応益割合45～55%となっている。

【応益割合（県平均）の推移】

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療分	47.29%	47.92%	47.81%	47.75%	47.84%
後期分	47.81%	49.01%	48.78%	48.19%	48.16%
介護分	51.02%	51.84%	51.58%	50.71%	49.84%

<群馬県国民健康保険事業状況>

【応益割合別保険者数の推移】

区分 割合	医療分			後期分			介護分		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
55%以上	1	0	0	2	1	0	3	5	4
45～55%未満	25	26	26	25	25	26	30	28	27
35～45%未満	7	8	8	8	8	8	2	2	4
35%未満	2	1	1	0	1	1	0	0	0

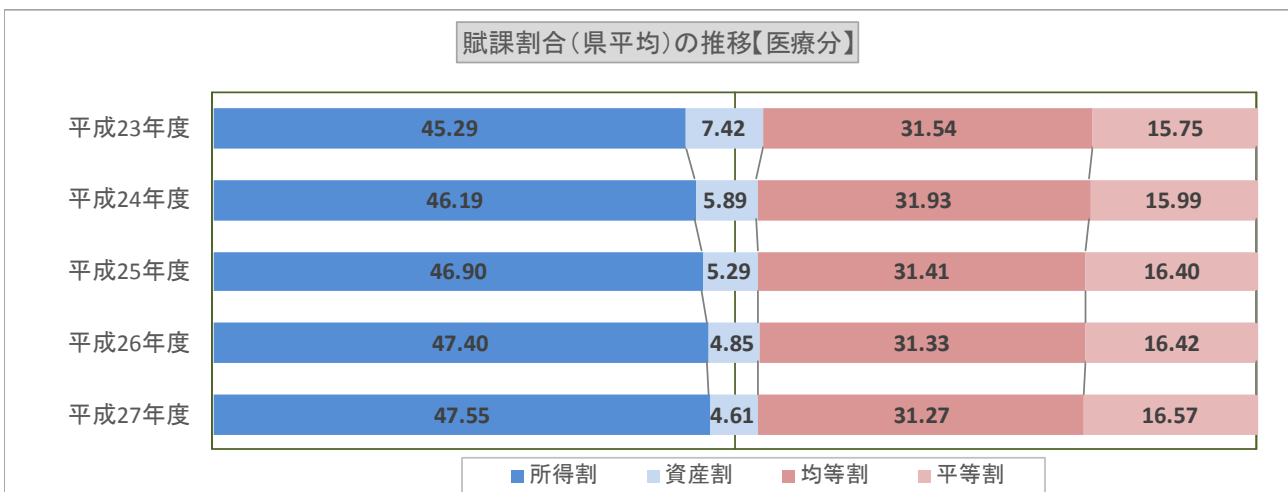
<群馬県国民健康保険事業状況>

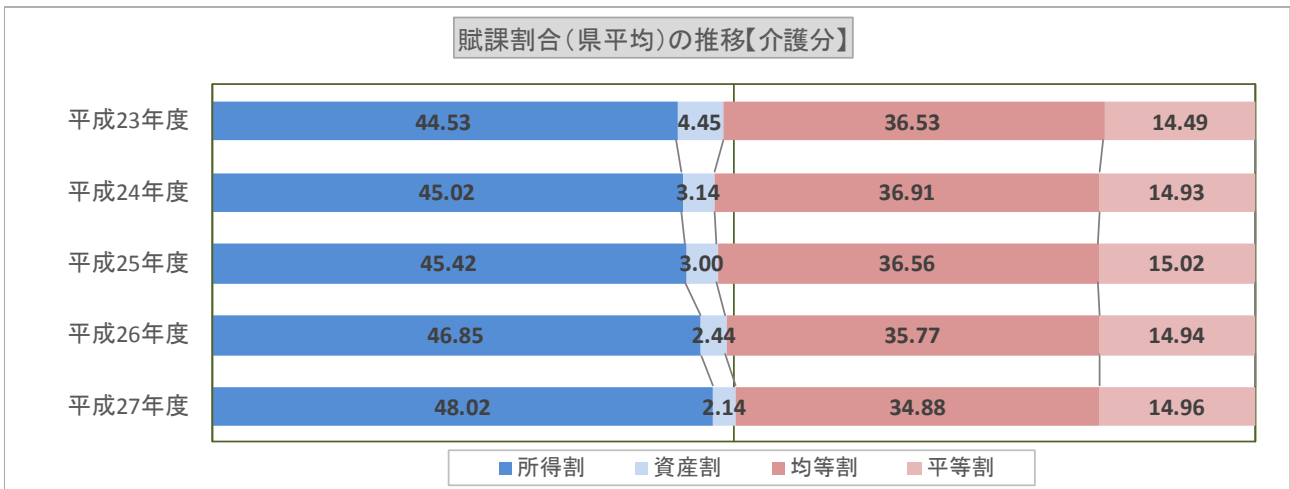
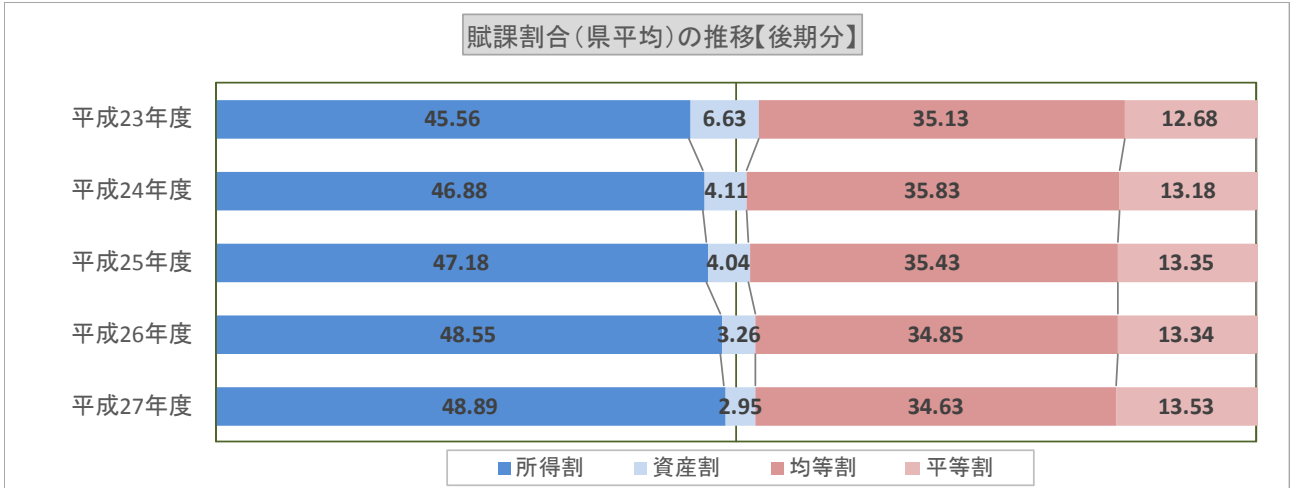
3 所得割・資産割・均等割・平等割の賦課割合

応能割（所得割・資産割）と応益割（均等割・平等割）の賦課割合は、医療分、後期分及び介護分とも大きな変動がなく推移しているが、その内訳には変化が見られる。

応能割については、3方式への移行が進んだことに伴って資産割の割合が減少する一方、所得割の割合がその分増加している。

応益割については、被保険者数の減少や世帯当たり被保険者数の減少に伴って均等割の割合がやや減少し、平等割の割合がやや増加している。





<群馬県国民健康保険事業状況>

4 賦課限度額の設定状況

中間所得者層に過重な負担がかからないよう、全ての市町村において医療分、後期分及び介護分ともに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）に定める上限額のとおり賦課限度額を設定している。（平成28年度現在）

第2節 保険税水準の統一

本県においては、市町村の医療費水準に差があることから、直ちに保険税水準を統一すると、医療費水準の低い市町村の被保険者の納得が得られにくいと、徐々に保険税水準の統一を進めていくこととする。

また、新しい国民健康保険制度への移行当初においては、納付金の仕組みの導入等による被保険者の保険税負担への影響を考慮し、その急変を招かないよう配慮する必要がある。

今後、健康づくりや医療費適正化に向けた取組を進めつつ、保険税水準の統一を目指すべき課題として位置づけ、県と市町村で協議していく。

第3節 納付金の算定方法

平成30年度以降、県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営等の国民健康保険運営の中心的な役割を担い、制度を安定化することとなる。

これに伴い、県は納付金を市町村ごとに決定するとともに、市町村から納付された納付金等を財源として、給付に必要な費用を全額、市町村に支払う新たな仕組みとなる。

市町村ごとの納付金の算定にあたっては、医療分、後期分及び介護分ともに次の算定方法により算定する。

◆市町村ごとの納付金基礎額

＝（本県の必要総額）

$$\begin{aligned} & \times \{ 1 + \alpha \times (\text{年齢調整後医療費指数} - 1) \} \longrightarrow \boxed{\text{医療分のみ}} \\ & \times \{ \beta \times (\text{応能のシェア}) + 1 \times (\text{応益のシェア}) \} / (1 + \beta) \\ & \times \gamma \end{aligned}$$

※ α ：年齢調整後の医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数であり、0から1の間で設定する。 $\alpha = 1$ の時、医療費指数を納付金の配分に全て反映することになり、 $\alpha = 0$ の時、医療費指数を納付金の配分に全く反映させないこととなる。

※ β ：所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、 β の数値が変化することにより、応能分と応益分の配分が決定される。全国平均を1とした場合の本県の所得水準で設定することが原則とされている。

※ γ ：各市町村の納付金基礎額の総額を都道府県の総額に合わせるための調整係数
※実際には、市町村ごとの納付金基礎額から、所要の加算・減算を行い、市町村ごとの納付金が算出される。

1 医療費水準の反映（ α の設定）（医療分のみ）

本県においては、市町村の医療費水準に差異があることから、医療費水準に応じた納付金負担とし、医療費指数を納付金の配分に反映することとする。

2 所得水準の反映（ β の設定）

全国平均を1とした場合の本県の所得水準で設定することが原則とされているが、激変緩和等の観点から、 β 以外の値の係数 β' を用いることも可能とされている。

本県では、 β' を用いたとしても激変緩和等の効果が少ないと見込まれることから、原則どおり、 β を用いることとする。

3 納付金の算定方式

納付金を公平に分配する観点から、資産割を算定基準としない3方式（所得割・均等割・平等割）とする。

4 指数（所得割、均等割及び平等割の割合）

市町村標準保険料率の算定における指数と同じ割合とする。

5 賦課限度額

全ての市町村において医療分、後期分及び介護分ともに地方税法施行令に定める上限額のとおり賦課限度額を設定していることから、地方税法施行令で定める基準のとおりとする。

6 高額医療費の共同負担

徐々に保険税水準の統一を行うこととするため、高額医療費については市町村がそれぞれ負担することとする。

7 対象範囲の拡大

徐々に保険税水準の統一を行うこととするため、保健事業等個々の費用については市町村がそれぞれ負担することとする。

第4節 激変緩和措置

納付金の仕組みの導入等により、一部の市町村においては医療費の伸び等を超えて被保険者の保険税負担が増加する可能性がある。このため、県は納付金の算定に当たり、当該市町村において被保険者の保険税負担が急増することがないように激変緩和措置を講じることとする。

本県の激変緩和措置は、被保険者1人当たりの「平成28年度決算ベースでの納付金相当額」と「当該年度の納付金額」を比較し、一定割合以上増加した市町村に対して講じる。

なお、この一定割合は、毎年度、県と市町村が協議して設定する。

第5節 標準保険料率の算定方法

県は市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」を算定し、市町村に通知する。「市町村標準保険料率」は市町村ごとのあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化を図ることを主な役割とするものである。医療分、後期分及び介護分ともに、「第3節 納付金の算定方法」に基づき算出された各市町村の納付金、「第6節 標準的な収納率」で規定する標準的な収納率及び以下の係数等に基づき、算定する。

また、全国一律の方式により算定する、県内全ての市町村の保険料率の標準的な水準である「都道府県標準保険料率」も合わせて示すことにより、都道府県間の住民負担の見える化を図ることとされている。

1 市町村標準保険料率の算定

(1) 所得水準の反映（ β の設定）

納付金と同様、 β （全国平均を1とした場合の本県の所得水準）を用いる。

(2) 市町村標準保険料率の算定方式

群馬県国民健康保険広域化等支援方針（第3期）（平成28年3月策定）において、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から3方式（所得割・均等割・平等割）への移行を目指すこととしていることを踏まえ、また、納付金の算定方式との均衡等を考慮し、所得割、均等割及び平等割の3方式とする。

(3) 指数（所得割、均等割及び平等割の割合）

算定方式を3方式とすることから、所得割指数は1.0とする。

均等割及び平等割については、制度見直し以前の各市町村の賦課割合が地方税法に定める標準割合を踏まえて算定されていることから、これと同じ比率となるよう、均等割指数0.7、平等割指数0.3とする。

(4) 賦課限度額

納付金と同様、地方税法施行令で定める基準のとおりとする。

(5) 標準的な収納率

「第6節 標準的な収納率」のとおりとする。

2 都道府県標準保険料率の算定

(1) 都道府県標準保険料率の算定方式

都道府県間の保険料の比較を容易にする等の理由から、全国統一で2方式（所得割及び均等割）とすることとされているため、2方式により算定する。

第6節 標準的な収納率

標準的な収納率は、収納率目標とは異なり、県が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる値である。

本県では、次のとおり標準的な収納率を設定する。

- (1) 算定年1月末から8月末までの一般被保険者数平均による保険者規模別に設定する。
- (2) 各市町村の収納率の実態、県及び全国の平均値を勘案して実現可能な水準に設定する。
- (3) 医療分、後期分及び介護分を同一値で設定する。

【保険者規模別の標準的な収納率】

保険者規模別区分(一般被保険者数)	標準的な収納率(%)
5万人以上	88.5
1万人以上～5万人未満	90.5
3千人以上～1万人未満	93.0
3千人未満	93.5